

## 君津市公共施設等総合管理計画の一部改訂について

企画政策部

### 1 趣旨

平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）及び令和2年度に策定した個別施設計画等に基づき、「質」・「量」・「財政負担」の最適化を目指し、持続可能な公共施設等の管理に取り組んでいる。

こうした中、令和3年度までとされていた公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」という。）について、国が延長する意向を示していることから、引き続き、公共施設整備において有利となる公適債を活用し、公共施設マネジメントを進めていくため、総合管理計画の一部改訂を行う。

### 2 主な改訂内容

公適債の活用には、総合管理計画に基づいて実施される事業であることが件とされている。また、国は個別施設計画の内容等を総合管理計画に反映させ、順次充実させていくよう自治体に求めており、総合管理計画に記載すべき事項を示している。

これらを踏まえ、引き続き、公適債が活用できるよう総合管理計画に以下の事項等の追記を行う。

- (1) 個別施設計画に基づく取組を実施した場合の見込み
- (2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方の拡充
- (3) 個別施設計画を踏まえた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
- (4) 総合管理計画に基づく対策の実績